

諮問庁：国立大学法人千葉大学

諮問日：平成28年8月31日（平成28年（独個）諮問第13号）

答申日：平成29年1月18日（平成28年度（独個）答申第28号）

事件名：本人からの相談に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人千葉大学（以下「千葉大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年5月12日付け千大総第186号による一部開示決定（以下「原処分」という。）及び同年6月16日付け千大総第186-2号による開示決定について、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人からは、諮問庁の閲覧を不可とする旨を明示した意見書1及び意見書2が提出されている。

ア 請求の趣旨

特定日A付けの千葉大学学長宛手紙を含む、隠蔽されている全記録、捏造の調査と情報開示。

イ 審査請求の理由

特定学科で行なわれていた就職妨害（八百長）に端を発し、隠蔽、捏造に満ち溢れている。全国民が怒りを持った北朝鮮による拉致被害の調査における拉致被害者の特定個人の遺骨と称し他人の遺骨を送り付けたのと同様である。

他大学においては、教授の個人的推薦はあったとしても就職妨害（八百長）はありえない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件事案の概要

本件は、審査請求人が処分庁に対して、審査請求人に関する、特定日 B に行われた学務部と特定学部との協議、特定日 C 面会記録と学内向けの報告、特定日 C の面会以前に行われていた共同打合せの記録、特定日 D の元担任への訪問からの間接的な学内のやりとりの記録及び審査請求人からの問合せに対する事実関係を示す記録の一切について、平成 28 年 4 月 14 日付け保有個人情報開示請求書にて開示を求めたことを受けて行った原処分に対して審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求人の主張及び諮問庁の説明

審査請求人は、審査請求書における請求の趣旨において「特定日 A 付けの千葉大学学長宛手紙を含む、隠蔽されている全記録、捏造の調査と情報開示。」と述べており、本件開示決定における保有個人情報の特定が不十分である旨を主張していると解される。

処分庁では、保有個人情報の特定に当たっては、学務部の職員及び特定学部の事務部の職員をして、事務室のキャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行い、対象となる保有個人情報を特定して原処分を行っている。

また、原処分後、審査請求人から「履歴書と職務経歴書を持参するようと言われ持参した書類が何故、存在しないのか、不可解である。」との指摘を受けたことから、再度、当該事務部の職員をして、事務室のキャビネット、書類保管庫、パソコン等について入念に探索したところ、審査請求人の履歴書及び職務経歴書（文書 4）の存在が確認されたことから、同年 6 月 16 日付け千大総第 186-2 号により、その全部を開示とする追加の決定（以下「追加処分」という。）を行っている。

なお、追加処分を行った際、履歴書及び職務経歴書以外の保有個人情報については、存在が確認されていない。

さらに、諮問に際しても、改めて探索をしたところであるが、新たに存在が確認された保有個人情報はなかった。

以上のことから、諮問庁は、審査請求人の主張には理由がなく、原処分及び追加処分を維持することが妥当であると考えます。

2 補充理由説明書

(1) 不開示情報該当性について

文書 3 のうち、「本学卒業生への対応について」と題する文書は、特定職員 A が特定理事に開示請求者への対応に係る事実経緯を報告した上で、今後の対応について相談し、所見を求めたもの（以下「本件不開示情報」という。）であり、本学内部における審議、検討又は協議に関する情報と認められ、これらを開示した場合当該職員及び特定理事が苦情や批判、いわれのない非難を受ける対象になりかねず、学内において率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある

ると認められることから、法14条4号に該当する。

さらに、本件不開示情報が開示の対象となると、今後同様のケースにおいて、職員が相談対応に関する事実経緯や相談者への対応等の報告についてちゅうちょするといった事態が想定され、本学の相談対応に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条5号柱書きにも該当する。

したがって、本件不開示情報にかかる部分については、不開示とした。

(2) 諮問庁の判断について

以上のことから諮問庁は、原処分を維持することが妥当であると考え

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月21日 審査請求人から意見書1を收受
- ④ 同月26日 審議
- ⑤ 同年11月17日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月28日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年12月5日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 平成29年1月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1ないし文書3に記録された保有個人情報を特定し、その一部を法14条4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行い、その後、文書4に記録された保有個人情報を新たに特定し、開示する追加処分を行った。

審査請求人は、追加処分の約6週間後に原処分に対する審査請求書を提出しており、本件審査請求は、千葉大学において本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているはずであるとした上で、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求めるものであると解される。諮問庁は、本件対象保有個人情報を特定したこと及びその一部を不開示としたことは妥当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定の経緯等について確認させたところ、諮問庁は、審査請求人が特定

日Dに元担任を訪問して以降本件開示請求に至るまでの経緯（審査請求人の個人情報の保護の観点から、本答申では記載を省略する。）を説明した上で、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求内容の確認のためのメールのやり取りを経て、請求の範囲を、理由説明書（上記第3の1）の「（1）本件事案の概要」に記載のとおり、「審査請求人に関する、特定日Bに行われた学務部と特定学部との協議、特定日C面会記録と学内向けの報告、特定日Cの面会以前に行われていた共同打合せの記録、特定日Dの元担任への訪問からの間接的な学内のやりとりの記録及び審査請求人からの問合せに対する事実関係を示す記録の一切」であることを確認した。なお、開示請求書の別紙には「総務部総務課宛てに送付した警告書（簡易書留、学長には普通郵便）が到着してから情報公開日までの記録」との記載が含まれており、これは本件開示請求に先立ち特定日E付けで総務課に送付された、上記事案について後日開示請求を行う等といった内容を記載した文書を指すものと考えられたが、この記録も請求に含まれるという理解で誤りはないかとする処分庁からの照会に対し、審査請求人は、当該記録は開示請求時に口頭で今回の請求から除外している旨回答している。

イ 上記の請求内容の理解の下、学務部及び特定学部に対し、該当する保有個人情報が記録された文書の探索及び提出を求めた。そして、提出された文書全て、すなわち学務部学生支援課が保有していた文書1及び文書2並びに特定学部が保有していた文書3に記録された保有個人情報を特定し、原処分において開示決定等の対象としたものである。その後、審査請求人の指摘を踏まえ、追加処分において文書4に記録された保有個人情報を特定し開示したが、理由説明書（上記第3の1（2））に記載のとおり、学務部及び特定学部において、文書1ないし文書4以外に、該当する保有個人情報が記録された文書の保有は確認されなかった。

ウ 審査請求人は、審査請求書において言及された特定日A付けの学長宛ての手紙の外、学長宛て文書を特定日F付けで、また、特定日E付けで上記の「警告書」の写しに相当する文書（確認用である旨を記載した付箋が貼付されていた。）を学長宛てに郵送している。これら各文書のうち、特定日F付け文書は秘書室から特定学部に、その余の文書は秘書室から総務課に送付され、苦情等に対応するとともにその結果については報告を行うこととされた。

原処分との関係では、特定日F付け文書は文書3に含まれ、当該文書に記録された保有個人情報は本件対象保有個人情報として特定済

みである。また、特定日 A 付けの学長宛ての手紙は、開示請求後に送付されたものであり、特定日 E 付けの「警告書」の写しに相当する文書については、上記アのとおり今回の請求から除外する旨の意思表示がなされているため、いずれも本件請求保有個人情報記録された文書には該当しない。

なお、特定学部及び総務課への文書の送付に際しては、送付状や指示（依頼）文書等といったものは作成されておらず、また、報告等はいずれも口頭で行われており、その過程で取得又は作成された文書はない。

エ 総務課には、上記「警告書」が保管されているが、当該文書については上記アのとおり今回の請求から除外する旨意思表示がなされているため、本件請求保有個人情報記録された文書には該当しない。また、同文書が届くまで審査請求人とは特に接触はなく、他に総務課が作成又は取得した文書等といったものも存在しない。

なお、上述の特定日 A 付けの学長宛ての手紙においても、総務課の保有する文書については言及されていない。

オ 学生支援課における審査請求人に対する対応の過程で、学務部就職支援課の特定職員 B が同席しているが、学生支援課と就職支援課とのやり取りは、口頭で行っているところであり、当該やり取りにおいて、作成又は取得した文書等といったものは存在しない。

また、元担任は、他の教員に対して、審査請求人の就職に関する相談を行っているが、当該相談は、口頭で行っているところであり、当該やり取りにおいて、作成又は取得した文書等といったものも存在しない。

カ 上記イないしオにおいて述べた以外の部局や教員個人等に対し審査請求人が接触している可能性も考えられるが、具体的指摘があれば別論、審査請求人の個人情報の保護の観点から、探索等の範囲をこれ以上広げることとはできないと考える。

キ 審査請求人は記録が隠蔽されている旨主張するが、本件では、関係部局、職員間における審査請求人に係る情報の共有、相談等は、文書 1 ないし文書 3 及び口頭によってなされており、その情報共有等に際して、報告書、議事録等は作成されていない。

また、関係職員間でのやり取りや審査請求人との相談時において、対応者が個人的な備忘録としてメモを取ることはあり得ると考えられるが、このような備忘録メモは、組織的に共有し、保有するものではないことから、法人文書には該当しないといえる。

ク さらに、現に在籍する学生、職員からのハラスメント相談や、懲戒処分に係る事案の場合においては、関係する委員会の議事録、報告

書、関係者へのヒアリング結果の記録等が手続上の必要から作成、保管されることとなるが、卒業生からの就職相談に関するものである本件のような事案の場合、そのような文書の作成は義務付けられておらず、現に文書が作成されていないことは上記のとおり確認済みである。

また、本件をハラスメント相談と捉えたとしても、千葉大学では卒業後1年間は相談可能であるとしているが、審査請求人は卒業後1年を超えていることから、文書の作成は義務付けられない。

ケ 以上のことから、諮問庁としては、原処分及び追加処分における保有個人情報の特定は妥当と考えるものである。

- (2) 本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえて検討すると、千葉大学において文書1ないし文書4の外に本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報が記録された文書の保有は認められなかったとする、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、本件対象保有個人情報の外に特定すべき保有個人情報があるとすべき事情も認め難い。

したがって、千葉大学において本件対象保有個人情報の外に本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当該部分について諮問庁は、大学内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを開示した場合、職員及び特定理事が苦情や批判、いわれの無い非難を受ける対象になりかねず、学内において率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、今後同様のケースにおいて、職員が相談対応に関する事実経緯や相談者への対応等の報告についてちゅうちょするといった事態が想定され、千葉大学の相談対応に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条4号及び5号柱書きに該当する旨説明する。

- (2) 本件対象保有個人情報を見分すると、当該部分は、特定職員Aが特定理事に提出した文書の本文に当たる部分であって、本件開示請求に係る事案に関する特定職員Aの認識、意見等が具体的に記載されており、これを開示すると、当該職員及び特定理事が苦情や批判、いわれの無い非難を受ける対象になりかねず、学内における率直な意見交換等が不当に妨げられるおそれや職員が報告等をちゅうちょするといった事態が想定される旨の上記諮問庁の説明はこれを否定し難く、結果として千葉大学の相談対応に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法14条5号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、千葉大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求保有個人情報

特定学部長からの手紙を受け当時のメモや回想記憶を辿り、特定日Cの面会前の共同打合せの存在を確信するに至った。

リハーサル位行われたと窺い知れる程の“待ってました”とばかりの言い立て方、秘密の暴露もあった。入念な打合せ存在を確信している。特定日Cの面会時には、「(事実)確認はこれから」と何度も逃げていたが、特定日C以前に特定学部と事実確認(ヒアリング)を含めた共同打合せが行なわれていた可能性が高いこと。

特定日Bに行なわれた学務部と特定学部との協議、特定日C面会記録と学内向けの報告、特定日Cの面会以前に行なわれていたことを含む一切の記録。

進行役のメモ、同一人物かも知れないが、結論のメモ等の存在を確信している。また、それらを纏めたものを電子メール、FAX、書面等で関係者に送信している可能性、効率性や組織の規模等を鑑みても、その存在を確信している。また、学長宛ての手紙の到着を受けて始まったヒアリングから特定学部長の手紙の投函に至るまでの期間についても同様に確信している。

昨年の特定期Dの元担任への訪問から、間接的な学内のやりとりの記録の公開も求める。特定日Bの学内協議を経て特定学科長が同意の下“ちゃんと”対応すると決まったと学務部の特定職員Bから聞いた。しかし、何度も強く催促され続けていたのに無視を続けた理由を知りたい。特定学科長の行った悪質な社会的箒城(立て箒もり)についての関連メモ等、特定職員Bから学務部長等への報告、学長のヒアリングでどのような伝わり方をしたのか、その結果、この“子供じみた”振る舞いに対し学長がどのような判断をしたのかも知りたい。

私からの不安の問合せに対し、特定職員Bは電話口で「私は何度も特定学科にお願いした。電話、メール、FAXもした。強く言っている。」と不安定になるほど困惑し、「ちゃんと話をしている。学科長は分かっているのだから、直接行って、強く言ってくれ。」とまで言われた。しかし、故意に“無視”を決め込んでいる以上、突発的な事態に遭遇しかねないことを話し、特定学科の無視という“暴走”を特定職員Bだけでなく管理部門全体で対応すべき、と伝えていた。この辺りの事実関係を示す記録を真に知りたい。書面の性質から少し外れるが、今現在の情報の範囲では、事態を悪化させた元凶の人物(特定学科長)と見做している。

また、特定学部長からの手紙を受け、担当部署である総務部総務課宛てに送付した警告書(簡易書留、学長には普通郵便)が到着してから情報公開日までの記録も求める。警告書の到着後、故意に記録を取らないで“話し合い”等が行なわれている可能性も捨てきれない。その場合、法に反し

ていることを指摘したい。（始めに法律を持出したのは特定学部長）

背後に専門家が存在し隠蔽を信じた場合，教唆の罪（刑法 6 1 条）等で併せて刑事告訴することを申し添える。

2 本件対象保有個人情報記録された文書

文書 1 卒業生への対応の経緯

文書 2 卒業生からの相談に関するメール

文書 3 卒業生に関するメール等の記録

文書 4 審査請求人の履歴書及び職務経歴書